

平成27年(ワ)第11996号,平成28年(ワ)第2023号,平成
28年(ワ)第2895号 個人番号利用差止等請求事件

原告 平野かおる ほか144名

被告 国

準備書面20

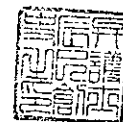
2020(令和2)年5月28日

大阪地方裁判所第24民事部合議2へ係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大江 洋 一



同 辰 巳 創 史



第1 番号法19条14号に関して

- 1 原告は、令和2年3月19日付被告第9準備書面のうち、番号法19条14号に関する主張に対して、念のため反論しておくことにする。
- 2 被告は、「原告らは、番号利用法36条及び同法施行令34条の規定により、刑事事件の捜査が行われるときに加え、同施行令別表7号(少年法の規定による調査)の場合等が、同法33条ないし35条の規定による委員会の監督の対象から除外されていることを問題視しているようである」(同準備書面9頁)と主張する。

しかし、前提としてまず、原告らは、「刑事事件の捜査」のためであれば、個人情報保護委員会の監督から除外されるのはもちろんのこと、

被告が「制度上の保護措置」として主張する「個人番号・特定個人情報
の取扱いに対する厳格な規制」（被告第1準備書面27頁以下）が何
も適用されないことを問題としている。すなわち、個人番号の利用範
囲を限定した番号利用法9条もその5項で同法19条14号による利
用を認めているし、特定個人情報の提供の求めを制限した番号利用法
15条も同法19条14号を除外している。同法19条14号は、特
定個人情報の提供（法19条）、収集・保管（法20条）の制限からも
除外されているし、特定個人情報ファイルの作成制限（法28条）も
適用されない。

その上で、原告らは、「刑事事件の捜査」が、個人情報保護委員会の
監督の対象からも除外されている結果、「刑事事件の捜査」に該当する
か否かの判断、つまり、「制度上の保護措置」のすべてが適用されず、
いわば自由に個人番号や特定個人情報を活用することができるかどう
かを判断するのが、捜査機関自身であって、その判断が正しいかどう
かを第三者が監督する仕組みがないことを問題としている。

そして、さらにその上で、原告らは、「刑事事件の捜査」の範囲が、
番号法施行令によって、警察官による少年法の規定による調査（施行
令別表7号）、公安調査官による破壊活動防止法の規定による調査（同
表9号）、国際捜査共助（同表11号）の場合等にまで拡大されている
ことを問題としているのである。

3 刑事訴訟法による規制では不十分である

(1) この点につき被告は、「・・・捜査機関が刑事事件の捜査のため
であれば無制限に特定個人情報を収集できるものでないのは当然で
あり、捜査機関に対する個人情報の提供が、刑事訴訟法等の法令の
定める手続き（刑事訴訟法189条2項、191条1項等）に従っ
て行われることを要するところ、番号利用法19条14号の『刑事

事件の捜査』は、このような捜査を前提とするのであって、番号利用法上、刑事事件の捜査が行われる場合であればどのような場合でも必ず特定個人情報の提供が認められるものではない。」と主張している（被告第9準備書面9頁）。

- (2) しかしまず、番号利用法19条14号の問題について被告は、元々は「番号利用法19条14号は、刑事事件の捜査等の過程で提供される情報に個人番号が含まれていたとしても業務遂行に支障を来さないよう提供を可とするものであって、同号に掲げる事務において個人番号の利用を認めたものではない。したがって、刑事事件の捜査において、個人番号を用いて個人の特定個人情報を照会するというような使い方はそもそもできない」（被告第5準備書面12頁）と主張していた。

現在の被告の主張は、「刑事事件の捜査」であれば、例えば、「個人番号を用いて個人の特定個人情報を照会するというような使い方」ができることを前提とするようであり、従来の主張を変更したものとしか考えられない。

- (3) 第9準備書面における被告の主張は、「刑事事件の捜査」であれば、例えば、「個人番号を用いて個人の特定個人情報を照会するというような使い方」を含め、個人番号や特定個人情報を利用することは可能であるが、刑事訴訟法による規制があるから、濫用されることはない、とするものと思われる。

しかし、被告が刑事訴訟法による規制として引用する条文は以下のとおりである。

刑事訴訟法189条2項

司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

同法191条1項

検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

要するに、捜査機関である警察や検察が、犯罪があると考えれば、捜査できることを定めているにすぎない。

刑事訴訟法に基づく捜査の中でも、令状に基づく捜査であれば、裁判所の審査が及ぶ。しかし、任意捜査の場合には、裁判所の審査が及ぶとは限らない。例えば、刑事訴訟法197条2項に基づき、「個人番号を用いて個人の特定個人情報を照会」して証拠を入手する場合、事前には裁判所の審査は及ばない。捜査の結果、公訴が提起され、しかも、当該証拠が提出され、さらに、その証拠能力が争われてはじめて、裁判所の審査が及ぶにすぎないのである。

したがって、捜査機関による個人番号・特定個人情報の活用について、刑事訴訟法の規制が及ぶのは当然であるものの、ほとんどの場合、その適否を判断するのは、捜査機関自身なのである。原告らは、ここに濫用の危険がある、と主張している。

4 「目的」による規制も第三者による監督がなければ実効性はない

(1) 被告はまた、「同法9条5項により、捜査機関は、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるにすぎない。」とし、「このことは、警察官が少年法の規定による調査を行う場合、公安調査官が破壊活動防止法の規定による調査を行う場合、国際捜査共助の場合等についても同様であって、それぞれの根拠法令の規制に服する上、番号利用法9条5項により、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるにすぎない。」とも主張する（被告第9準備書面9頁）。

しかし、「刑事事件の捜査」という目的の場合、利用範囲がどの

程度特定されている必要があるかは、必ずしも明らかではない。

(2) 例えば、今では広く知られるようになったが、警視庁は、都道府県警察が捜査活動を通じて採取した DNA を収集してデータベースにし、犯罪捜査のために使用している。これは、法律に基づくのではなく、「DNA 型記録取扱規則」（平成 17 年国家公安委員会規則）によって行われている。

同規則 1 条（目的）は、この規則は、被疑者 DNA 型記録等を組織的に作成し、管理し、及び運用するために必要な事項を定め、もって「犯罪捜査に資する」ことを目的とする旨定めている。

ところが、都道府県警は、個別の犯罪の捜査において、任意捜査であれば、刑訴法 197 条に基づき、強制捜査であれば、同法 218 条及び 225 条に基づき、DNA 資料を採取しているはずである。個別の犯罪捜査において、犯人を特定する目的で取得したはずの DNA 型が、「犯罪捜査に資する」目的で、データベース化されて、将来に渡って保管され、将来の犯罪捜査に利用されているのである。

いうまでもなく、DNA 型は、センシティブな個人情報であって、たとえば、個人情報保護法においても、要配慮個人情報として、一般の個人情報以上に慎重な扱いが要求されている。

その DNA 型について、警察は、法律ではなく、国家公安委員会規則を根拠にして、「犯罪捜査」目的でデータベース化しているのである。

都道府県警や警察庁が、個人番号やこれに紐付けられた様々な個人情報については、目的を厳格に解して、データベース化などすることなく、当該犯罪捜査の目的以外の、例えば、将来の犯罪捜査の目的や、同種犯罪捜査の目的等のためには利用しない、とは到底信じられない。

5 捜査機関による濫用の恐れがあるかどうかが問題である

念のために付言するが、番号法19条14号の正しい解釈はどうあるべきか、あるいは、被告が準備書面において、どのように解釈すると主張しているかが問題なのではない。

原告らが問題にしているのは、警察がそのように解釈する余地があるか否かである。

犯罪捜査を行う上で、個人番号を活用して、様々な個人情報を収集し、データベース化し、データベースを活用することが有用である、ということになれば、警察が番号法19条14号を根拠にして、これを行う危険性があるのではないか、が問題なのである。

番号利用法の条文を読む限りは、警察が自ら、犯罪捜査に必要と判断すれば、必ずしも令状を要することなく、個人番号を活用して個人情報の収集を行い、一旦収集した特定個人情報については、将来の犯罪捜査に役立てるために、データベース化して保存し、将来の犯罪捜査において活用する、ということが（刑事訴訟法の範囲内であれば）可能と思えるし、前記した被告の主張の変遷（としか思えないが）を見ると、ますますその危惧が強まると言わざるを得ない。

そして、そのような警察や公安調査官による個人番号の使用について、個人情報保護委員会の監督をはじめ、番号法の定める制度上の保護措置が一切及ばないのでは、濫用される危険性がある、と主張しているのである。

第2 被告の主張する行政効率化・国民利便性向上は机上の空論である

- 1 被告は、番号法の目的について、行政事務の効率化及び国民利便性の向上を掲げているが、その主張は抽象的であり、具体性がない。原告らはこの点を繰り返し批判し、被告に、具体的に主張するよう求め

たが（原告らの平成30年3月1日付準備書面7、同年10月11日付準備書面10第3項など）、被告はこれに応じようとしなない。

ところで、今般、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、一律10万円の特別定額給付金が支給されることとなった。政府は従来、まさにこのような施策を効率的に実施するために、マイナンバー制度が必要であるかのような宣伝を行なってきた。

しかし現実には、今回の特別定額給付金の支給にあたって、マイナンバー制度により行政効率化・国民利便性の向上が実現したとは到底言えない。それどころか、むしろ弊害さえ生まれているのが実情である。

2 特別定額給付金事業では個人番号はまったく使用されない

特別定額給付金事業の実施主体は市区町村である。

給付対象者は、基準日において住民基本台帳に記録されている者全員であるが、世帯主が受給権者として、世帯全員分の給付金を申請し、給付を受けることになっている。

給付金の申請は、原則として郵送申請方式（市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入して市区町村に郵送する）又はオンライン申請方式（マイナンバーカード所持者がマイナポータルから電子申請する）のいずれかによるものとされている。

この事業において、個人番号そのものはまったく使用されない。申請者は、いずれの申請方式でも、個人番号そのものを記入することはないし、市区町村の内部でも個人番号が利用されることはない。

3 マイナポータルを通じた電子申請はむしろ市区町村の負担を増やしている

マイナンバーカード所持者がマイナポータルから電子申請できるというのが、マイナンバー制度による申請者側の唯一のメリットであ

る。とはいえ、マイナンバーカードの普及率が十数パーセントに止まっている現状では、オンライン申請を利用する者はごく少ないと思われる。そもそも、必要事項を紙の申請書に記入して郵便で差し出すのに比べて、オンライン申請方式が、申請者の負担をどの程度軽減するというのかも、疑問である。

さらに、この場合でも、市区町村の側にはまったくメリットはない。

まず、市区町村側では、いつの時点で、誰がオンライン申請の方式によって申請してくるか、事前には把握できないので、全受給権者用の申請書を印刷し、全受給権者宛に郵送するほかない。

また、市区町村が申請を受け付ける段階でも、オンライン申請方式によるメリットはない。

マイナポータルから電子申請がなされたとしても、それが自動的に市区町村のシステムに反映されるわけではない。マイナポータルを通じた電子申請を市区町村が受け取る方式は複数あるが、いずれも市区町村側の既存システムに入力する必要がある（ネットワーク経由で受け取ったデータを紙にプリントアウトして既存システムに入力する方式や委託業者がプリントアウトした紙を郵送で受け取って既存システムに入力する方式もある）。この点で、市区町村側の作業はまったく軽減されない。

しかも、郵送申請方式の場合は、市区町村が申請書用紙を作成する段階で、住民基本台帳に基づき、同一世帯の住民を、正しい漢字表記で記入して世帯主宛に郵送することから、市区町村に返送されてくる申請書にも、その点の間違いはない。これに対して、オンライン申請方式の場合は、申請者自身が必要事項を入力する必要があるので、世帯主以外の者による申請、同一世帯でない者の名前を書いた申請、住民基本台帳に用いられているのと異なる漢字を使用した申請等が含ま

れることになる。そのため、市区町村側では、電子申請を受け付けた場合は、それが正しい申請なのか、住民基本台帳と照合し、間違っている場合には、申請者に電話や郵送で確認する作業が必要になる。市区町村にとっては、オンライン申請方式の方がむしろ作業量は増加するのである。その結果、オンライン申請方式を取りやめる市区町村が続出しているのが実情である（甲56）。

- 4 以上のとおり、特別定額給付金事業を実施する上では、マイナンバー制度によるメリットはほとんどなく、むしろ行政の事務負担を増加させる結果となっている。

番号法の目的の正当性や手段の相当性を論じるためには、単に抽象的に議論するのではまったく不十分というべきである。

被告の主張は、抽象的で根拠も不十分な机上の空論と言わざるを得ない。

以上